

令和8年度

銭亀沢中学校PTA

PTA総会（紙面総会）

<議事>

（1）報告事項

- ①令和7年度 活動報告
- ②令和7年度 PTA会計・部活動後援会 決算報告

（2）審議事項

- ①令和8年度 PTA会計・部活動予算案
- ②令和8年度 PTA三役

<参考> 銭亀沢中学校PTA規約



令和7年度 1年のあゆみ

<4月>		<9月>	
7日	着任式・始業式・入学式4	2日	渡島総合振興局危機対策室と連携した防災教室
9日	対面式	10日	3年生 実力Aテスト
10日	開校記念日	29日	銭中祭Ⅱ（文化部門）
11日	実力テスト	30日	前期末終業式
15日	全国学力・学習状況調査	<10月>	
16日	認証式	1日	後期開始 生徒会役員選挙
18日	授業参観	7日	認証式
25日	避難訓練	8日	3年生 実力Bテスト
30日	全校協議会	9日	避難訓練
<5月>		14日	議案審議
14日	2年生 修学旅行出発（東京都）	22日	生徒総会
15日	2年生 修学旅行	23日	3年生 職業体験
16日	2年生 修学旅行帰着	29日	2年生 校外学習
19日	教育相談（～23日）	<11月>	
24日	近藤建設通学路芝刈りボランティア	5日	授業参観 校内研究授業
30日	銭中祭Ⅰ（体育部門）	6日	3年生 実力Cテスト
<6月>		10日	教育相談（～13日）
6日	中体連陸上競技大会壮行式	21日	進路説明会
7日	中体連陸上競技大会	<12月>	
9日	二者懇談（～13日）	2日	二・三者面談（～5日）
24日	3年生 高校訪問	25日	冬休み前全校集会
26日	いじめ撲滅集会	26日	冬季休業開始（～1月14日）
27日	中体連総合大会壮行式	<1月>	
30日	中体連壮行式（～7月2日）	6日	銭子屋①
<7月>		7日	銭子屋②
3日	函館地方検察庁によるいじめ防止教室	15日	冬休み明け全校集会
4日	非行防止教室	30日	入学説明会
10日	中体連管内大会	<2月>	
17日	1年生 校外学習	4日	1・2年生 実力テスト
25日	夏休み前全校集会	10日	小中連携リンクアップ集会
26日	夏季休業開始（～8月24日）	13日	私立高校一般入試日
<8月>		<3月>	
5日	銭子屋①（ヒグマ出没のため中止）	4日	公立高校学力検査
20日	銭子屋②（ヒグマ出没のため中止）	5日	公立高校面接
25日	夏休み明け全校集会	13日	卒業証書授与式
28日	全学年 実力テスト	17日	公立高校合格発表
		24日	修了式・離任式

令和7年度

P T A 会計決算書

函館市立銭亀沢中学校

<収入の部>

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	内訳
保護者会費	¥104,400	¥104,400		300×12か月×29世帯
職員会費	¥43,200	¥43,200		300×12か月×12人
繰越金	¥197,159	¥197,159		
雑収入				
合計	¥344,759	¥344,759		

<支出の部>

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	残	内訳	
運営費	会議費	¥1,000		¥1,000	
	慶弔費	¥10,000		¥10,000	
	負担金	¥9,000	¥6,000	¥3,000	市P運負担金
	事務費	¥13,000		¥13,000	PTA会長写真
	通信費	¥0		¥0	
	小計	¥33,000	¥6,000	¥27,000	
活動費	会員研修費	¥11,000	¥9,721	¥1,279	市P連会長研修会会費 役員会
	広報・研究活動費	¥0		¥0	生徒会誌補助
	生徒指導費	¥20,000	¥0	¥20,000	PTA活動費
	環境整備費	¥50,000	¥47,300	¥2,700	入学式花代22000円 卒業式25000円
	校外指導費	¥0	¥0	¥0	
	学力向上費	¥3,000		¥3,000	
	体育活動費	¥2,000		¥2,000	
小計	¥86,000	¥57,021	¥28,979		
生徒福祉費	負担金	¥50,000	¥44,300	¥5,700	生徒会負担金・中体連負担金・PTA安全運動会加入・道徳協会特別会費・進路啓蒙会費・去留協議会会費・進路中学富岡高校校長
	卒業記念品費	¥15,000	¥9,295	¥5,705	証書フォルダー
	学級活動費	¥0		¥0	
	小計	¥65,000	¥53,685	¥11,315	
予備費	¥160,759	¥46,243	¥114,516	R6年度部活動後援会 R7年度部活動後援会費予備費から補填する	
合計	¥344,759	¥162,949	¥181,810		

令和7年度収入 **¥344,759** 令和7年度支出 **¥162,949** 残(次年度繰越) **¥181,810**

帳簿・領収書ならびに預金通帳をもって監査したところ、適正に処理されていたので報告いたします。

令和8年3月 23日

監事

小寺 永利子



令和7年度

部活動後援会決算書

函館市立銭亀沢中学校

<収入の部>

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	内訳
部活動振興費	¥72,000	¥90,600	¥18,600	200円×12ヶ月×30人
繰越金	¥0	¥0	¥0	
雑収入	¥0	¥0	¥0	
合計	¥72,000	¥90,600	¥18,600	18600円PTA予備費から補填

<支出の部>

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	内訳
ユニフォーム等用具購入費		¥0	¥0	備品購入
全道大会等補助費	¥30,000	¥48,321	¥18,321	全道大会等
登録・参加料	¥30,000	¥42,279	¥12,279	チーム登録料(サッカー卓球)、大会参加費 フットサルコートレンタル料
予備費	¥12,000	¥0	¥-12,000	
合計	¥72,000	¥90,600		

¥72,000

¥90,600

=

¥-18,600

帳簿・領収書ならびに預金通帳をもって監査したところ、適正に処理されておりましたので報告いたします。

令和8年3月 23 日

監事

小寺 永利子



令和8年度

PTA会計予算

函館市立銭亀沢中学校

<収入の部>

項目	令和7年度予算	令和8年度予算	増減	内訳
保護者会費	¥104,400	¥100,800	¥-3,600	300円×12ヶ月×28世帯
職員会費	¥43,200	¥43,200	¥0	300円×12ヶ月×12人
繰越金	¥197,159	¥181,810	¥-15,349	197,157円 - 28243円 = 168,914円 全国大会等参加費マイナス分負担
雑収入		¥0	¥0	
合計	¥344,759	¥325,810	¥-18,949	

<支出の部>

項目	令和7年度予算	令和8年度予算	増減	内訳	
運営費	会議費	¥1,000	¥1,000	¥0	
	慶弔費	¥10,000	¥10,000	¥0	
	負担金	¥9,000	¥9,000	¥0	市P連負担金
	事務費	¥13,000	¥14,000	¥1,000	PTA会長写真(値上げのため)
	通信費	¥0	¥0	¥0	
	小計	¥33,000	¥34,000	¥1,000	
活動費	会員研修費	¥11,000	¥11,000	¥0	市P連研修会・新年交流会補助
	広報・研究活動費	¥0	¥0	¥0	生徒会誌廃止に伴い
	生徒指導費	¥20,000	¥20,000	¥0	道新受験情報誌・入試業務交通費・入試郵送料
	環境整備費	¥50,000	¥50,000	¥0	入学式+卒業式花代・校舎整備費
	校外指導費	¥0	¥0	¥0	
	学力向上費	¥3,000	¥3,000	¥0	放課後学習活用費
	体育活動費	¥2,000	¥2,000	¥0	体力向上対策費
小計	¥86,000	¥86,000	¥0		
生徒福祉費	負担金	¥50,000	¥50,000	¥0	生指協負担金・中体連負担金・PTA安全互助会加入・道特協全特協会費
	卒業記念品費	¥15,000	¥15,000	¥0	証書フォルダー
	学級活動費	¥0	¥0	¥0	生徒会費と重なるためなし
小計	¥65,000	¥65,000	¥0		
予備費	¥160,759	¥140,810	¥-19,949		
合計	¥344,759	¥325,810	¥-18,949		

令和8年度

部活動後援会予算

函館市立銭亀沢中学校

<収入の部>

項目	令和7年度予算	令和8年度予算	増減	内訳
部活動振興費	¥72,000	¥76,800	¥4,800	200円×12ヶ月×32人
繰越金	¥0	¥0	¥0	
雑収入	¥0	¥0	¥0	
合計	¥72,000	¥76,800	¥4,800	

<支出の部>

項目	令和7年度予算	令和7年度予算	増減	内訳
ユニフォーム等用具購入費	¥0	¥0	¥0	
全道大会等補助費	¥30,000	¥30,000	¥0	
登録・参加料	¥30,000	¥36,800	¥6,800	チーム登録料(サッカー/卓球)大会参加費
予備費	¥12,000	¥10,000	¥-2,000	
合計	¥72,000	¥76,800		

令和8年度 函館市立銭亀沢中学校PTA役員(案)

※敬称略

【三役】

役職	氏名	生徒学年
会長	成田 雄一	2
副会長	畠山 妙子	3
副会長	小寺 永利子	3
副会長	宮崎 雄介	1
監事	伊藤 沙弥佳	1

【事務局】

役職	氏名	備考
名誉会長	村井 雄一	校長
事務局長	福留 志織	教頭
事務局次長 (会計)	小上 陽子	事務職員

函館市立銭亀沢中学校 〒041-0263 函館市立豊原町140番地30
TEL 58-2542 FAX 58-4702

函館市立銭亀沢中学校部活動後援会規約

第一章 総則

- 第1条 本会は、銭亀沢中学校部活動後援会と称し、事務局を銭亀沢中学校に置く。
(平成20年4月1日設立 住所 函館市豊原町140-30)
- 第2条 本会は、銭亀沢中学校の部活動の発展に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 部活動の運営・指導への助成
 - 2 部活動ユニフォーム購入等必要な用具への助成
 - 3 全道大会等上級大会への助成

第二章 会員

- 第4条 本会は、銭亀沢中学校生徒の父母を会員とし、会費を納入するものとする。

第三章 役員

- 第5条 本会の役員はPTA役員が兼務して構成する。

第四章 会議

- 第6条 本会の会議は、PTA総会時と役員会とし、会長が招集する。
- 第7条 会議の議決は、すべて多数決とする。

第五章 会計

- 第8条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 第9条 本会の会費は、月額200円とする。

第10条 本会は、会長が承認したときは、臨時に会費を集めることができる。

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 運用にあたっては次の通りとする。

(1) 旅費について

①全道大会等旅費補助費

一人 10,000円程度個人負担 を基本とし、役員会で決定。
(5,000円程度)

中体連・吹奏楽の場合は市より補助が出るので、状況を考え役員会で決定。

その他の大会については1回のみ補助する。

(2) 以上の各項によらず必要がある場合は、役員会の決議により決定する。

付則

本会の会則にない場合は、役員会の議決により、これを運営する。

本会則は、平成20年4月15日から施行する。

- ・平成25年4月16日一部改正施行(旅費について)
- ・平成29年4月14日一部改正施行(会費について)
- ・令和4年4月16日一部改正施行(部活動指導費について削除)

銭亀沢中学校 慶弔規定

会員の慶弔にあたり次のことを行う。

1 生徒について

(1) 生徒が授業及び教育活動時、登下校時途中の交通事故や不慮の事故で
負傷し医師の診断が15日以上、また、15日以上
の病気入院の時の
見舞金 3,000円

(2) 生徒が死亡した時の香典 10,000円

2 父母について

(1) 親権を有する保護者が死亡したときの香典 10,000円

3 職員について

(1) 職員が公務傷害により15日以上、また15日以上
の病気入院の時の
見舞金 5,000円

(2) 職員が疾病により休職になった時の見舞金
5,000円～10,000円

(3) 職員が死亡したときの香典 10,000円

4 役員について

会長、副会長、監事および父親会会長が退任する場合は、感謝状及び記念品として感謝状を贈る。

5 以上の各項によらず必要ある場合は、役員会の決議によって決定する。

- ・本規約は昭和57年より実施する
- ・昭和62年4月17日一部改正施行
- ・平成5年4月27日一部改正施行
- ・平成16年4月16日一部改正施行
- ・平成20年4月15日一部改正施行
- ・平成23年4月13日一部改正施行

2 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第11条 役員会は、正副会長、監事、事務局で構成し、必要に応じてこれを招集し、役員会で行う事項は次の通りである。

- 1 予算並びに決算に関する審議
- 2 その他必要と認められた事項

第5章 会計

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日

第13条 本会の経費は、会費・その他事業費（バザーなど）をもって支弁する。

第14条 会費は月額、一世帯300円（年間3600円）とする。

第6章 細則

第15条 本会の運営に関して必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定める。

第7章 改定

第16条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって改定する。

付則 本会則は、平成20年4月15日から施行する。

- ・本規約は平成元年度より実施する。
- ・平成6年度一部改正（会費について）
- ・平成9年度一部改正（役員について）
- ・平成16年度一部改正（役員について）
- ・平成20年度一部改正（総則・役員について）
- ・平成23年度一部改正（役員について）
- ・平成24年度一部改正（役員について）
- ・平成25年度一部改正（役員について）
- ・平成29年度一部改正（予算について）
- ・令和2年度一部改正（役員について）
- ・令和3年度一部改正（役員について）
- ・令和6年度一部改正（PTAサポートについて・会費について）

「函館市立銭亀沢中学校父母と先生の会」規約

第1章 総則

第1条 本会は、函館市立銭亀沢中学校父母と先生の会」（通称『銭亀沢中学校 学校サポート』）と称し、所在地を学校に置く。（1965年4月1日設立 住所 函館市豊原町140番地30）

第2条 本会は、生徒のために、よき教育環境を構成することに努め、学校教育の向上・充実に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教育施設・設備の充実等、生徒の教育上必要な事業
- 2 生徒の学校内外の健全育成活動の助成に関する事
- 3 教育上必要な研究助成に関する事
- 4 会員の親睦と研修に関する事
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会は、前条の事業を行い、運営の効果を高めるために、学年・学級PTAを開催する。

第2章 会員

第5条 本会は、銭亀沢中学校生徒の父母と学校職員をもって会員とし、会費を納入するものとする。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- | | | | | |
|---|------------|-----|---|---------|
| 1 | 会 長 | 1 名 | 5 | 校長は名誉会長 |
| 2 | 副会長 | 若干名 | | |
| 3 | 監 事 | 若干名 | | |
| 4 | 事務局長、事務局次長 | 2名 | | |

第7条 会長は本会を代表し会務を掌り、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その代理を務める。監事は事業の推進にあたる。監事は会計の監査をする。

第8条 会長、副会長、監事は総会で決める。

第9条

- 1 役員会は、正副会長、監事及び教師代表をもって構成し、本会の執行機関である。役員会は必要に応じてサポートを募集し、会員は自分が参加可能なサポートに参加する。

第4章 会議

第10条 会議は、総会、役員会、部会とする。会議は会長が招集する。

- 1 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、毎年4月に開催する。役員会の決議は総会の決議に代えることができるが、次期総会で報告する義務がある。

PTAサポート について

都合がつくときに、できる範囲で教育活動のサポートを！

例えば、銭中祭Ⅰ（体育祭）の子どもたちの写真を撮ってくださる方を募集します。都合の合う方はお知らせください・・・等です。

*サポートの種類を変更します。

〈R5年度まで〉

○グラウンド・校舎整備サポート

生徒玄関前の花壇整備や銭中祭Ⅰ（体育祭）まえのグラウンド整備を中心に行います。

〈R6年度からサポート制度に変更しました〉

○グラウンド・校舎整備、学習補助などサポートの必要がある都度、参加可能な人の募集をおこない、活動を行う。

○4月にPTA活動として行いたいことについてアンケート調査を行う。

例 高校を見てみたいなど

→PTA三役と検討し、可能なことを実施する。